

国民健康保険 にご加入の方

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- 届出がない場合でも、当市で出産の事実が確認できた場合は、職権で免除する場合があります。
ただし、確認できない場合は免除されないため、届出をお願いします。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※出産被保険者の産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。
※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。
※賦課限度額に達している世帯については、免除を適用しても税額が変わらない場合があります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。
令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

届出窓口（お問い合わせ先）

草津市役所 保険年金課 国民健康保険係 TEL：077-561-2366 FAX：077-561-2480
E-mail：honen@city.kusatsu.lg.jp

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険税軽減届出書（上記の届出窓口、市ホームページより取得可能です）
- ② 届出される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ③ 世帯主と出産される方の個人番号確認資料（マイナンバーカード等）※お持ちでない場合は不要です
- ④ 出産（予定）日が確認できるもの（母子健康手帳等）
※出生後の届出には④は原則不要ですが、子と世帯が別等の場合には母子健康手帳や出生証明書等で
出生日・親子関係を確認させていただきます。